

平成 21 年度独立行政法人評価委員会農業技術分科会（第 2 回） 議事録

農林水産省農林水産技術会議事務局

1 . 日時：平成 22 年 2 月 26 日（金）10：02～11：45

2 . 場所：第 3 特別会議室

午前 10 時 02 分 開会

内田課長補佐 それでは、ただいまから平成 21 年度第 2 回農業技術分科会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、農林水産技術会議事務局藤本研究総務官よりごあいさつを申し上げます。

藤本研究総務官 おはようございます。技術会議事務局研究総務官をしております藤本でございます。

今日はお忙しいところをご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

日ごろから独法の業務等につきまして、ご指導ご鞭撻を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

この場をおかりして、少し農林水産省の動きのお話をさせていただきたいと思っております。まず、農林水産省で憲法ともいえるべき食料・農業・農村基本計画でございますけれども、3 月末までの策定を目指して、今いろんなところと調整を行っているところでございます。

新政権になりましてから、政治との調整というのは、いろいろやり方が変わっておるのでございますけれども、今日も民主党の政策会議というところでご意見を聞いているというような状況でございます。当然審議会の企画部会においても、いろいろとご意見を聞きながら、今、最後の調整に入っているという段階でございます。

あわせまして、私どもの技術会議の方で今検討を行っております研究基本計画、これも食料・農業・農村基本計画の目標を達成すべく、研究分野ではこういうことをやっていくのですというようなことを決めるものでございますので、食料・農業・農村基本計画と同じ時期を目指して、今、最後の調整段階に入っておりますところでございます。

まだ内容までは、はっきりと申し上げる段階にはないのでございますけれども、例えば、食料自給率を高めるためにどのような研究をしていくかであるとか、環境問題を解決していくためにはどのようにしていくか、それから今、農業の六次産業化というようなことがよく言われておりまして、農業のいわゆる高付加価値化をどう進めていくか、地域の資源をどう活用していくかというようなことについて、これは研究の分野では5年・10年を見据えた目標を決めまして、またそのために施策としてどんなことをしていくべきであるかというようなことを検討しております。

よく言われておりますように、研究分野だけではなくて、普及まで含めてシームレスな技術開発を進めていくべきではないかというようなことも言われております。こういった意見に対応すべく、研究基本計画の中では、こういうことをやっていきたいというようなことを今検討している最中でございます。

それから、独立行政法人に対する世の中の動きでございますけれども、これもなかなか厳しいものがございまして、昨年、事業仕分けという形で第一弾の仕分けをされました。あまりこういうことを言うとほかの部局に怒られますけれども、昨年の第一弾の仕分けにおきましては、研究開発について文部科学省や経済産業省ではかなりいろんなことがございましたけれども、農林水産省の技術会議関係の予算でいいますと、対前年比では96%前後を確保させていただくというようなことができまして、一応農林水産分野の技術開発について、その重要性というものについてはご理解をいただいているのかなというような感じもございます。

ただ、今年の、独立行政法人や公益法人に対する事業仕分けというものは、非常に厳しく審査されるんだということが言われております。農林水産省の場合、林・水を含めまして研究独法が六つあるわけでありましてけれども、独立行政法人がやっている仕事についての事業仕分けを、この4月以降なされるということもございませぬ。農林水産分野の研究について非常に重要なものであると、これは総合科学技術会議の方もグリーンイノベーション、ライフイノベーションという形で、非常に重要な課題であるという認識をしていただいているようでございますので、我々もそういう、世の中から重要な課題であると認識されているということを強くこれからも主張して、できるだけ多くの方々にわかっていただけるように努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

最後でございますが、本日の分科会では、各独立行政法人の退職役員の業績勘案

率の決定でございますとか、給与規程の変更でございますとか、運営上の重要事項につきましてご審議をお願いするということでございます。

また、次年度実施していただきます評価方法とか部会の運営につきましても、ご審議をいただくことにしております。

委員の皆様方におかれましては、各独法が、一層効率的・効果的な研究業務を遂行できますよう、幅広い視点からご指摘をいただきたくお願いいたしまして、簡単ではございますけれども私のあいさつとさせていただきます。

今日はよろしくお願い申し上げます。

内田課長補佐 それでは、以降の議事進行につきまして、小林分科会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

小林分科会長 本日は、皆様ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、事務局から、本日の委員出席状況と配付資料についてご説明をお願いいたします。

内田課長補佐 まず、本日の委員のご出席状況でございますが、西澤委員、それから金井専門委員、小崎専門委員、竹田専門委員、矢澤専門委員からご欠席のご連絡をいただいております。

委員につきましては、6名中5名のご出席をいただいております。農林水産省独立行政法人協会令第6条の規定により、当分科会が成立していることをまずご報告申し上げます。

次に、事務局側の紹介をさせていただきます。

今ごあいさつ申し上げました藤本研究総務官でございます。

藤本研究総務官 どうぞよろしくお願いいたします。

内田課長補佐 続きまして、横田技術政策課長でございます。

横田技術政策課長 どうぞよろしくお願い致します。

内田課長補佐 横田でございますが、本日所用につき途中退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、尾関研究開発官でございますが、本日急用により欠席でございます。

続きまして、松岡総務課調整室長でございます。

松岡総務課調整室長 松岡です。よろしくお願い致します。

内田課長補佐 続きましてこちら側、宮武研究専門官でございます。河野専門官の後任として2月1日に着任いたしました。

宮武研究専門官 宮武でございます。よろしくお願いいたします。

内田課長補佐 最後に私でございますが、田中補佐の後任として10月1日に着任いたしました内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

まず、上から配付資料の一覧、そして続きまして座席表、それから続きまして議事次第、それから出席者の名簿、そして続きまして資料1としまして、各独立行政法人の役員の業績勘案率について、続きまして資料2として、各独立行政法の役員給与規程の変更について、資料3としまして、農業生物資源研究所の重要な財産の処分について、資料4としまして、今後の独立行政法人評価について、最後、資料5、独立行政法人を巡る情勢について配付をさせていただいております。

不足等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

小林分科会長 本日の議題は、議事次第のとおりでございます。

1番として、各独法の役員の業績勘案率について、それから2番として、各独法の役員給与規程の変更について、3番として、農業生物資源研究所の重要な財産の処分について、4、その他として、今後の独立行政法人評価についてと、それから独立行政法人を巡る情勢等についてとなっております。

それでは早速、議題1、各独立行政法人の役員の業績勘案率についての審議に入ります。

それでは、まず事務局に、この作業の位置づけの説明をお願いいたします。

内田課長補佐 それでは、資料1をごらんください。

業績勘案率につきましては、平成15年の閣議決定により、評価委員会が決定することとされておりまして、退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価を基に算出した業績勘案率を基本といたしまして、当該退職役員に特段の個人業績がある場合にはこれを考慮することとしております。

今般、4法人より業績勘案率の案が提出されております。

それでは、その内容につきまして松岡調整室長よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

松岡総務課調整室長 それでは、資料1に基づいてご説明させていただきます。

今回ご審議いただきたいのは、農研機構3名、それから生物資源研究所1名、農業環境技術研究所1名、国際農林水産業研究センター1名となっております。

この業績勘案率の考え方でございますが、通常、退職金は俸給の月額に在職期間、それに在職期間に応じた一定の係数を掛けて退職金を計算するのですが、独法の役員の場合には、そこに在任期間中の独法の成績、業績を勘案して、業績勘案率を乗じて、独法の成績がよければ係数が1を上回る係数を当てはめると、業績が悪いときには1を下回る係数を乗じるということになっております。

考え方なのですが、まずは基本となる業績勘案率というのがございまして、こちらは在職期間中の独法の評価委員会の評価に基づいてS・A・B・Cとつけますけれども、そのウエートづけをして計算をして、1を基準として定まるようになっております。そこに、役員が担当する業務が過去に比べて大幅に改善されているという場合には、0.5を上限として加算することができるという、それが基本となる業務勘案率でございます。

それに加えて、個人の業績の勘案というものがございまして、理事長ですとか副理事長、理事、監事と、それぞれの職責に照らしまして、その個人の業績がある場合には、その実績に応じて0.5を上限としてプラスマイナスできるということになっているものです。

それでは、今回提出がありました個々の役員の勘案率の考え方についてご説明させていただきます。

資料1の表紙をめくっていただきまして、農研機構、今回3名の業績勘案率について提出がされております。

1枚めくっていただいて、梶浦理事の業績勘案率が出ております。在任期間が平成17年4月1日から21年3月31日ということでございます。

職務は、専門研究に関する事項、研究の総合企画及び計画に関する事項、研究組織の運営、組織体制及び要員に関する事項ということを掌理しております。

業績勘案率の案は、1.0ということになっております。

基本となる業績勘案率ですけれども、1.0でございます。

法人業績を勘案して加算する率、これが担当業務に関して担当業務が大きく改善しているかどうかということで設定する率ですが、これは0ということになってお

ります。

業績勘案率 1.0 につきましては、1 枚めくっていただいて、細かい表になっておりますけれども、在職期間中の法人の業績から求めております。

4 年間ございましたので、4 枚同じようなシートがありまして、表が 4 枚ありまして、4 枚目の一番下の欄に基本業績勘案率ということで式が出ておりますが、1.0 という計算になっております。

戻っていただきまして、この基本業績勘案率に加えて、個人の業績を勘案して加算または減算する率があるかということでございますが、0.0 ということになっております。

理由が書いてありますが、理事梶浦氏は、平成 11 年専門研究担当理事、第 1 期中期終了年度において、その作出が困難とされていた渋皮の剥皮性の優れる高品質のクリ新品種「筑波創出 36 号」等優れた果樹新品種の作出、それからミカンの健康機能性の解明、ウメの原産地判別技術の開発という、園芸部門の統括者として主導して、園芸分野における革新的な品種開発、新技術の創出というものに貢献しておりました。

平成 18 年から始まりました第 2 期中期計画においても、重要事項を整理しまして、画期的な新品種育成、省力化技術等々と、この間、貢献した業績が以下書いてございます。

一番最後の 3 行に書いてありますけれども、こういう業績がありまして、今回の評価の対象期間においては年度計画に基づいて法人として業務を適切に行うことができたということで、計画どおり業務が進んだということで、加算減算する率は 0.0 ということで設定したいというものでございます。

したがいまして、梶浦理事の業績勘案率は、1.0 ということでございます。

続きまして、2 枚めくっていただきまして、武政理事の業績勘案率のシートでございまして、

在任期間は、平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日ということでございます。

武政理事は、農研機構の農業技術研究業務のうち、専門研究に関する事項を掌理するということでございまして、主に畜産関係の業務を担当しておられました。

業績勘案率は 1.0 でございます。こちらも基本となる業績勘案率は 1.0 ということでございます。

担当する業務につきましても、この期間中に大きく改善されるということはありませんでしたので、0.0ということになります。

個人の業績を勘案する加算または減算する率でございますが、こちらも0.0ということになります。

理由でございますが、委託プロジェクトとして全国150を超える研究単位が参加する「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」について、主任主査として指導力を発揮して全体を統括したということになります。そのほか交付金プロジェクト等々について、法人の業務に対して貢献がございました。

枠の一番最後ですけれども、これらの業績によりまして、年度計画に基づいて業務が適切に行われたということで、個人の業績に勘案する率を0.0としたいというものでございます。

同じように、法人の業績の計算、在職期間1年ですので1ページついております。

続きまして、門馬理事でございます。門馬理事は、平成19年4月1日から21年3月31日です。

農研機構の基礎的研究業務を掌理するという業務を担当してございました。基本業績勘案率は1.0、法人業績を勘案し加算する率は0.0です。個人業績を勘案して加算減算する率ですが、こちらも0.0ということになります。

門馬理事もこの間の貢献が説明されておりますが、これによりまして、その法人の業務が年度計画に基づいて適切に行われたということで、0.0としたいというものでございます。

続きまして、1枚めくった後に、農業生物資源研究所の一川監事の業績勘案率の設定について資料がついております。

一川監事は、平成19年4月1日から21年3月の期間でございます。監事ですから職務の説明は省略させていただきます。

こちらのこの期間、農業生物資源研究所の独法評価の評点から基本となる業績勘案率を計算しております。後ろに資料が2ページ分ついておりますが、こちらも基本業績勘案率は1.0という計算になります。

農研機構と同じように、この期間、独法の成績が大きく改善されるという状況ではなかったものですから、法人業績を勘案して加算する率は、0.0となっております。

個人業績を勘案して加算減算する率でございますけれども、こちら一川監事につきましても、この期間の貢献、法人業務に対する貢献、説明を書いておりますが、監事として業務の改善に努めてきたという結果、期間中その年度計画が達成できたということで加算減算に至らないということで0.0という案になってございます。

続きまして、農業環境技術研究所の資料がございますが、こちらの監事の松井監事の業績勘案率がございます。

松井監事の在籍期間は、平成17年から21年ということでございます。

この期間の基本業績勘案率ですが、後ろに資料がございます。4ページにわたって計算式がございます。

こちら計算した結果、基本業績勘案率は1.0でございます。

農業環境技術研究所も、この4年間の間に大きく成績がよくなるという状況はなかったものですから0.0と、法人業績を勘案して加算する率は0.0でございます。

個人業績を勘案して加算する率でございますが、松井監事のこの期間の貢献、説明が書いてございますが、これらの貢献により、この期間年度計画に基づいて適切に行ったというもので0.0ということになっておりまして、業績勘案率は1.0でございます。

続きまして、最後になりますが、国際農林水産業研究センターの方から仙北理事の業績勘案率の資料でございます。

仙北理事の在職期間は、平成19年4月1日から21年3月31日でございます。

国際農林水産業研究センターの場合は、理事長のほか理事が1名ですので、国際農林水産業研究センターのセンター業務運営全般について担当をしておりました。業績勘案率1.0でございます。

基本業績勘案率の計算シートについては後ろにつけてございますが、2年間の業績を計算しまして1.0、これが基本になってございます。

国際農林水産業研究センターにつきましても、この2年の中で成績が大きく改善されたという状況にありませんので、0.0となっています。

それから、個人の業績を勘案して加算減算する率でございますが、こちら仙北理事のこの期間の功績についてございまして、年度計画に基づいて適切に行われているということで0.0ということを設定したいということで、全体としまして業



績勘案率は1.0という案になってございます。

以上でございます。

小林分科会長 ありがとうございます。

では、質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

石井委員 勘案率は、たしかプラスマイナスが0.5を限界にするということでしたですね。

松岡総務課調整室長 はい。

石井委員 その場合、法人行政で例えば非常な問題が生じて加算率が0.5で、個人の業績でもさらに0.5というようなことは、なかなかないのかもしれませんが、そうした場合には、業績勘案率というのは1プラス0.5ですか、それとも1プラス1.0ですか。そういうケースが今まであるのかどうかわかりませんが、0.5を上限にするという意味がちょっとわからないのですが。

松岡総務課調整室長 基本業績勘案率については、その法人の当該役員の担当する業務が大きく改善されると、その0.5として加算ができますということございまして、さらに、個人の業績を勘案して0.5を減加算するというところまでございまして、足し算になります。プラスマイナス増減は下が0で上が2.0ということになりまして、可能性としては1.5を上回る場合、0.5を下回る場合はあるということでございますが、これまでの独法役員の業績勘案率を計算した例をみますと、大体1.0に近いところ、0.9とか1.1とかそういうところにおさまるようでございます。

小林分科会長 よろしいですか。

石井委員 はい。

小林分科会長 この農研機構の武政理事ですが、この方は1年で退職されていきます。これは任期満了ですか。

松岡総務課調整室長 理事の任期は普通2年ということでございます。申しわけございません。この理事が退職された理由については、今、手元に情報とかございません。

小林分科会長 これは普通、残任期間を務めるから1年ということもあると思いますが、一方、何か不都合なことがあって自己都合でやめたということではないで

すか。

松岡総務課調整室長 確認をいたします。今しばらく、お時間を頂ければと存じます。

小林分科会長 では、確認をお願いします。ほかにご意見等がなければ、この業績勘案率案について、お諮りします。本件については、分科会の決定につきまして、武政理事の退職の理由について確認がとれましたら、原案のとおりということによろしいでしょうか。それ以外の場合は、ちょっとまた後で再検討させていただきます。

(異議なし)

小林分科会長 それでは、案のとおりということで、今後の取り扱いについては、事務局から説明をお願いいたします。

内田課長補佐 それでは、今確認中ではございますが、取り扱いといたしまして、業績勘案率については、議決権限が分科会に委任されております。本分科会において決定されることとなります。

決定した業績勘案率は、平成15年12月19日の閣議決定の規定によりまして、農林水産省独立行政法人評価委員会から総務省の政策評価独立行政法人評価委員会あて通知する予定でございます。

以上でございます。

小林分科会長 退職理由はわかりましたか。

松岡総務課調整室長 まだ確認中でございます。

小林分科会長 そうですか。それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は、各独立行政法人の役員給与規程の変更についてでございます。

これについて、作業の位置づけと内容の説明を続けてお願いいたします。

内田課長補佐 ご説明申し上げます。

独立行政法人通則法第62条において準用する同法第53条第2項の規定によりまして、評価委員会は、独立行政法人の役員給与規程の変更に関しまして通知を受けたときは、主務大臣に意見を申し入れることができるとされております。

本年1月13日に、農林水産大臣より、各法人の役員給与規程の一部変更に関して通知がございました。

なお、評価委員会では、この意見提出の権限は分科会に委任されております。

では、それぞれの内容につきまして、松岡調整室長の方から説明申し上げます。

松岡総務課調整室長 それでは、資料の2に基づいて説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、4法人から出ている役員給与規程の一部改正の概要ということでまとめてございます。これら共通の事柄ですので、まとめてご説明させていただきます。

まず1点目、変更の背景ですけれども、昨年11月30日付で、国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正により、俸給月額と12月期の期末勤勉手当の支給月額について引き下げが行われました。これに伴いまして、独法の役員給与規程についてこれに合わせるといふ変更を行っております。

2点目、変更点でございますが、一つは、指定職俸給表の改定、これは国家公務員ですが、これを踏まえまして、常勤役員の俸給月額の引き下げを行っております。

変更点の二つ目の丸でございます。こちらは期末特別手当、12月期の手当でございますが、これを1.75月から1.65月に0.1カ月分、これも国家公務員に倣いまして引き下げしております。

それから、一番最後ですけれども、4月の給与支給額に一定の額を乗じて、それを期末特別手当によって調整するというを国家公務員に倣って調整をしております。

ページの裏でございますが、もう1点の改正は、常勤役員の俸給月額が引き下げられるということに伴い、非常勤の役員手当について、日額の引き下げを行いました。農研機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、それぞれ100円ずつ引き下げるといふ改正を行っております。

実施時期ですけれども、いずれも速やかに実施しなければいけないということで12月1日から実施しているところでございます。

以上でございます。

小林分科会長 ご質問、ご意見はございませんか。

これは各独法から出ているのは、ほとんど全部同じ内容であるということで、よろしいですか。

松岡総務課調整室長 はい。国家公務員に倣って改正しているということでございます。

小林分科会長 ほぼ共通の内容を個々に諮らなければならないというのは煩雑で

すね。

松岡総務課調整室長 今回の場合は、適切に行われているということを確認いただくということになります。

小林分科会長 例えば、どこか一つ代表例として示して、こういう説明をされれば良いのではないのでしょうか。この資料を作るだけでも大変ですね。結局、給与規程について、国の機関であったときは国の給与規程一本で全部やってきた。それが各独法ごとに給与規程を作っていくから、一つ変えるのに、少なくとも全部共通のことを独法ごとにやっているわけでしょう。だから、その辺のむだが生じているわけですね。その辺のことを根本的に解決する方法、例えば独法給与規程などとして一本にするというようなことで考えていったらいいのではないかと思います。

ご意見はございますでしょうか。ご意見がないようですので、それぞれの通知に対し、意見を申し出ないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

小林分科会長 では、そのようにいたします。

それでは、その次の3についてですが、農業生物資源研究所の重要な財産の処分について、通則法等の規程により、農林水産大臣から意見を求められている事項について、事務局から説明の後、審議を行い、分科会の意見を決定いたしたいと思えます。

それでは、事務局から、作業の位置づけと内容の説明を続けてお願いいたします。

内田課長補佐 それでは、この件でございます。

独立行政法人通則法第48条第2項によりまして、主務大臣が独立行政法人の重要な財産の処分を許可する際には、評価委員会に意見を聞くこととされておりまして、今般、農林水産大臣より、農業生物資源研究所の重要な財産の処分に関する意見が求められております。

なお、評価委員会では、この意見決定の権限は、分科会に委任されているところでございます。

では、この件、農業生物資源研究所の重要な財産の処分に関しまして、内容の説明を農業生物資源研究所のご担当の方から、よろしくお願いいたします。

嶋田統括業務主幹 農業生物資源研究所の統括業務主幹をしております嶋田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の方は3でございます。1枚めくっていただきまして、このたびの重要な財産の処分についてですけれども、当法人が長野県松本市、そのうちの県一丁目に所有する土地について、松本市に譲渡する案件でございます。

まず、認可申請するに至った経緯ですが、平成19年の12月に閣議決定されたところの独法整理合理化計画等によりまして、長野県松本市の研究拠点で実施しておりました事務・事業を20年度末に廃止し、本部に再編等をしております。

当該地区の処分に当たりましては、長野県松本市と協議した結果、松本市の方から「あがたの森健康文化ゾーン構想」、下の方に小さく書いてございますが、事業といたしまして、保育園等の公共の用に供したいとの要望を受け、当法人といたしましても、松本市の後利用計画を踏まえまして、処分の方向について検討し、認可申請に至ったところでございます。

それでは、詳細について資料に沿って説明させていただきます。

なお、(1)の処分の経緯につきましては、整理合理化計画等の内容でございますので、ここでは省略させていただきます。

(2)にまいります。まず、処分予定地の概要ですが、庁舎敷地、それと桑園として使用しておりました。

面積は約4万2,000㎡の土地でございます。現在は当該土地に庁舎等の建物が残っておりますが、これは松本市からの要望もあり、更地での売却としております。認可を受け次第取り壊し工事を行いたいと考えております。

次に、財産の評価額でございますが、これにつきましては、公になりますと、今後の契約業務の都合上支障が生じることから、ここで読み上げることは差し控えさせていただきます。

なお、評価額につきましては、不動産鑑定評価いわゆる民間精通者による不動産鑑定評価によるところでございます。

なお、売却下限価格でございますが、通常は先ほど説明いたしました評価額としていただいておりますが、今回は松本市からの要望もありまして、減額譲渡として取り扱うため、評価額に比べれば3割ほど安い安価な額というふうになっております。この額についても公になりますと、今後の契約及び業務の都合上支障が生じますので、読み上げは差し控えさせていただきます。

それでは、ただいま申し上げました減額譲渡について、簡単にご説明だけ申し上げ

げます。

国が国有財産の処分を実施するに当たりましては、地方公共団体が、例えば病院、学校施設を設置する場合や、今回のように、保育園等の社会福祉施設を設置する場合につきましては、購入する土地のうち、ある一定の面積、適正規模面積というふうには言っておりますが、その一定の面積について優遇措置が受けられるということになっております。

当法人の不動産等管理規程の方も国有財産特別措置法等に準拠してつくっておりますので、松本市の計画内容が当該規程に該当する優遇措置を受けられる計画であることから、時価よりも低い価格で売却することが妥当であると判断しているところです。

次に、裏面でございます。(3) 処分方法及び処分時期でございますが、当該処分地の公共利用を第一義に検討したところ、それに対しまして、松本市の方から要望があったところでございます。

当法人の会計規程等に基づきまして、契約相手方が地方公共団体であることから随意契約によることとしております。

なお、松本市の財政事情から、21年度と22年度の2カ年にわたって取得したいという要望があったことから、2カ年にわたって売却をしたいというふうに考えております。すべてお金が入金されれば松本市の方へ引き渡すという予定にしております。

次に(4) 業務運営上の支障についてですが、先に申しましたように、処分を予定している土地で行っていた研究業務にかかわる職員は、平成21年の3月をもって既につくば地区へ移転を終了しております。計画的に受け入れ施設の整備を行っておりますので、この処分に当たっては、特段業務運営上支障は生じないというふうに考えております。

最後でございますが、今回の土地の売却による収入につきましては、松本それと岡谷、研究拠点の再編・統合に伴い、事業継続の確保、それと今後の研究の発展のため、つくば地区の既存施設の改修などによりまして、受け入れ施設の整備を計画的に図っていききたいと。それと、跡地の撤去費用に充てることとして考えております。

以上でございます。

小林分科会長 どうもありがとうございました。

松岡総務課調整室長 補足をさせてください。よろしいでしょうか。

本件につきましては、財務大臣にも協議をしなければいけないということになっておまして、そういうこともありまして、事前に財務省ともご相談させていただいております。

先ほど嶋田主幹の方からご説明がありました、予定価格とか、減額譲渡の考え方、これらについても、国有財産を売却するときと同じような考え方でやらせていただくという、この内容についてもご相談させていただいております。

それから、売却収入、拠点を、松本地区を引き上げてつくばの方に受け入れるための施設整備ですとか、松本・岡谷の撤去費用に充てるということについても、財務省と相談させていただいているものです。

以上でございます。

小林分科会長 何かご意見、ご質問ありますか。

梶川委員 これは売却行為自身の問題ではないのですが、参考までにお伺いします。

これは簿価額が書かれていますが、今回売られる直前の簿価額というのは、ここに書かれている13年4月1日の評価額のところでございますか。帳簿上の価格は。

嶋田統括業務主幹 帳簿上の価格、簿価でございますが、昨年、減損をかけておりますので、減損後の価格でございます。

梶川委員 昨年からですか。

嶋田統括業務主幹 はい。会計処理してございます。

梶川委員 では、ロスの金額というのは、それほどのものではないわけですね。

嶋田統括業務主幹 そうです。

梶川委員 はい。わかりました。

小林分科会長 ほかにございましょうか。

これも、それぞれの法人の財産処分の規程、それにのっとってやるわけでしょう。独法になる前は、国有財産の処分一本で済んだのですね。もう少しこれは何か効率的にできないものですかね。

しかも、こういう文書をつくるのだって、それぞれまた法人ごとにやらなければいけないでしょう。何か間尺に合わないような気がするのだけど。

それで、これは後で説明はあると思うのですが、財産を処分したら国庫に返納しろという2月1日付けの法律案が出ています。これには該当しないということで、よろしいのですか。

松岡総務課調整室長 現時点では、新しい法律は、まだ通っておりませんので。

小林分科会長 まだ法律案ですからね。

松岡総務課調整室長 はい。財務省とも移転の費用ですとか、更地にするための費用に充てるということでご相談させていただいています。

小林分科会長 だけこの閣議決定のものは通則法の一部を改正して、そして国庫に返納させようとしているわけでしょう。もともと国有財産を法人に出資したわけですね。それをまた返納しろというのは何かおかしい話なのだけど。

松岡総務課調整室長 まだ不要財産の定義が明らかになっておりませんが、我々としては、今回、移転に使うということで、不要な財産に該当しないというふうには我々は認識しております。

小林分科会長 これはまた後、5のところでも少し議論になるかもしれません。

それでは、これらについては特にご意見がないので、これについては特段異論なしということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

小林分科会長 文章表現等は私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

小林分科会長 それでは、そのような取り扱いにすることとし、文章表現等を整えた上で、評価委員会から農林水産大臣に提出するというにいたします。

その他の議事に移ります。

議事4で扱う事項は、2点あります。

まず、今後の独立行政法人評価について、事務局から説明をお願いいたします。

内田課長補佐 それでは、資料4につきまして、宮武研究専門官よりご説明申し上げます。

宮武研究専門官 それでは、資料4の今後の独立行政法人評価について説明させていただきます。

1ページめくっていただきますと、ここに独立行政法人評価委員会農業技術分科



会の平成22年度開催スケジュール案をお示しいたしました。

まず21年度の業務実績評価に関しましては、例年どおり6月の中下旬に第1回の各独法の担当部会を開催いたしまして、各独法理事長による平成21年事業年度の業務運営に関する方針及び業務達成状況の結果概要のプレゼンテーションと、それから各独法の業務実績の説明、質疑等を予定してございます。

その後、各委員の皆様方には、担当する独法の業務の実績について、各独法から出されてきます業務実績報告書に基づいて書面評価を実施していただきたいと思っております。

それから、7月の中下旬には、第2回の各独法の担当部会を開催いたしまして、評価単位、大項目及び総合評価のランク、コメントの検討と、それから評価結果（案）の検討を予定してございます。

これらを受けまして、8月下旬に農業技術分科会を開催いたしまして、評価結果の決定、それから財務諸表の検討並びに意見の検討という形を予定してございます。

それから、各委員の先生方に担当していただく機関、それから評価項目につきましては、その後の2ページにわたりまして一覧表でお示ししてございます。この担当していただく機関、それから評価項目につきましては、昨年から変更はございませんので、昨年どおりという形でご担当をしていただきたいと考えてございます。

それから、その次は、これは昨年度の農研機構の評価基準と、それから付表1としまして、評価票、それから付表2としましてそれぞれの評価基準についての評価指標を掲載してございます。

この評価基準、評価指標につきましては、昨年と同様、5年の計画期間の中間年の評価ということで、同じ評価基準、同じ評価指標を用いて評価を実施していただければいかがでしょうかと考えてございますが、その辺はいかがでしょうか。

小林分科会長 何かご意見、ご質問はございますか。この点に関して。

前からの一応の約束で、評価期間中は、中期目標の期間中は評価基準を変えないということをお原則としております。

また、ここで確認した方がよろしいですか。

宮武研究専門官 そういうことでよろしければ、21年度評価については、昨年と同じ評価基準、評価指標でもって進めていきたいと思っております。

それから、次年度につきましては、第2期の中期目標期間が平成22年度で終了

いたしますので、次期中期目標及び中期計画のご審議をいただく必要がございます。

それで、前回改正いたしました5年前の例で申しますと、6月に新しい中期目標の考え方をご提示いたしまして、その後、年間で4回程度分科会を開催してご意見をいただきまして、3月に中期目標及び中期計画を決定しておりました。

しかしながら、ご案内のとおり、今年度は独法について政府全体の議論があるところがございますので、独法の仕組み自体に大幅な変更がある可能性がございます。

このため、こういった状況でございますので、今、新しい中期目標及び計画の策定について、スケジュールをお示しすることはできませんけれども、今後様子が見え次第、委員の先生方に随時ご連絡をいたしますので、その旨よろしく願いいたします。

小林分科会長 何かご質問、ご意見等ございますか。

前回の検討のときは4回ほど審議をいたしましたでしょうか。

それでは、本件については、案のとおりとさせていただきます。

また、今後の分科会の進め方についてですが、次回分科会の開催時までには、評価関連事項が発生した場合、軽微なものについては、意見聴取等は書面で行うということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

小林分科会長 では、そのようにさせていただきます。

次に、二つ目ですが、独立行政法人を巡る情勢について、事務局から説明をお願いいたします。

内田課長補佐 それでは、資料5につきまして、松岡調整室長よりご説明申し上げます。

松岡総務課調整室長 資料の5に、最近の独法を巡る情勢ということで幾つか大きな動きがございましたので、資料をつけてご紹介したいと思います。

1枚めくっていただいて、資料の5-1でございますが、こちらの方は、独法の役員人事のあり方について、これは今後、抜本的な独法の見直しとか、国家公務員制度改革が行われるのですけれども、それまでの間、暫定的な措置として、役員について公募を取り入れていこうということが閣議決定されております。

1番については、昨年9月末に任期満了となる独法について書いてあるのですけれども、こちらについて、役員の数ですとか報酬について点検を行って、引き続

き役員ポストの任命が必要かどうかということの内閣官房長官と協議を行って、後任者の任命を行うという点が1点。

2点目としては、公務員の天下りに対する国民の厳しい批判というのがあります。国家公務員が現に就いていて、それから後任を任命しようとする場合、新たに国家公務員を任命しようとする場合については、公募により選考を行いますということでございます。

それから、次のページでございますが、これを2番に書いてございますが、21年の10月以降に任期満了になる役員についても、上に準じて対応していくということでございます。

次のページに、今度の4月1日に役員を任命する予定のポストについて、現在公募が行われております。

当分科会の関係法人としては、この次についている資料、2ページ目にありますが、農研機構につきまして、副理事長、個別業務管理担当の理事、それから監事、これらの3名について公募が行われております。

この応募者数が、これは18日現在ですが、それぞれ5名、1名、4名という公募の状況になっております。最終的には22日締め切りでございまして、まだ集計がされていないようでございます。

それから、資料の5-2でございます。

こちらの方は、この分科会あるいは部会の方で、これまでも何度もご議論いただいた案件でございますが、契約の関係でございます。昨年11月17日閣議決定が行われております。

独法の契約については原則として一般競争入札を行うということになっておりますけれども、競争性のない随意契約に対して批判があるということと、一般競争入札に移行しても一者応募、一者応札ということになっているということ、実質的な競争性が確保されていないのではないかという指摘も引き続きございます。そういったことで、競争性のない随意契約について、さらに徹底的に見直しを行っていくということでございます。

1点目の点検・見直しを行う主な観点ということでございますが、(1)で、競争性のない随意契約を継続しているものについて、その随契理由が妥当であるかということ。2点目、随契から一般競争へ移行を前倒しできないかということ。3点

目で、一般競争による場合でも、本当に競争性が確保されているのかということで、そういったことを点検していこうということでございます。

次のページにいきまして、2点目として、作業の手順というものがございまして、各独立行政法人で監視体制を整備しなさいということで、各法人に監事、それから外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置します。そこで監視委員会の審議を行いまして、その審議会を公表するというところでございます。

それから、点検結果については主務大臣が点検を行い、主務大臣から総務大臣へ報告するという、それから公表を行うということを行わなければいけないということでございます。

3点目にスケジュールが書いてありますけれども、既存の契約について点検・見直しを行いまして、その結果を今年の4月末を目途に公表するというところでございます。

それから、二つ目として、これから21年度末までに契約を予定しているものについても、同じように点検を行い、公表をするということでございます。

これが契約の関係でございます。

それから、資料の5-3でございます。

独立行政法人の抜本的な見直しということで、昨年末12月25日の閣議決定がございまして、すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点によって抜本的な見直しを行うということでございます。

基本的姿勢ですけれども、これまで独立行政法人の改革を行ってきたのですが、抜本的な見直しとしては徹底されていない、いるものとは言いがたいということが1点。それから、すべての事務事業について、国民的視点で聖域なく厳格な見直しを行うということでございます。3点目としては、事務事業廃止によってどのような問題が生じるかということの説明できない場合には、その事務事業は廃止等の措置を講ずるということでございます。「また」ということで書いてありますけれども、制度についてもあり方を刷新するというところでございます。

それから、2.見直しの視点ということでございますけれども、見直しの視点を書いてございますが、(1)ということで次のページにまたありますが、事務・事業について必要性、有効性、効率性の観点から抜本的な見直しを行うと、として、国民にとって不可欠なものか、民間において実施できないのか、地方公共団体

で実施できないのか、ほかの主体で、類似の団体とかそういったところでできないのか、として、徹底した効率化を図った上で国の機関に移管できないのかということ、こういう視点で見直しを行っていくというものでございます。

それから(2)として、こういった見直しの結果を踏まえて、法人のあり方を検討しますということでございます。廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じていくということです。

それから(3)でございますけれども、事務事業の見直しとあわせて、それを実施するのにふさわしい組織体制、効率的な運営についても検討を行っていくということでもあります。ガバナンスの強化、それから効率的・効果的な事業の実施の実現、透明性の確保から検証していくというものでございます。

に書いてありますのは、内部ガバナンスの問題と国の関与のあり方、それからとして、体制のあり方、自主的・効率的な運営を行うということで、適切なあり方、体制のあり方は適切かということでございます。3点目は、業務運営の変革とか、バランスシート、キャッシュフローの最適なマネジメントを進めていくなど、そのマネジメント、こういう機動的・効率的なマネジメントはできているのかと。四つ目として、委員の任命とか、法人の長の意思決定が適切に行われているか。5点目は、PDCAサイクルが有効に機能しているのか。6点目、事務・事業の実施方法、規模です。これは適切か。7点目は、関係関連法人、公益法人とかそういった法人等の資金の流れ、人の流れの透明性は確保されているのかと。それから8点目には、随意契約という問題。次のページにいきまして、保有資産とか、自己収入の確保、既存財源の活用とか、こういったことについて見直しが行われているのかということをチェックしていく。それから、11番目としては、情報公開。こういったことについて、点検、検証して、法人のあり方、体制のあり方ということについても検討が行われます。

3番目、関連事項としまして、(1)に書いてありますけれども、19年12月24日に閣議決定されている独立行政法人整理合理化計画については当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討するということになっております。

したがって、昨年夏にご議論いただきました、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、それから種苗管理センターの統合ということについては、当面凍結

し、今後の抜本的な見直しの一環として再検討されるということになっております。

(1)の4行目「ただし」ということで、随意契約の見直しと保有資産の見直しに係る事項については、この間も引き続き取り組みを進めるということ、先ほどご審議いただきました、農業生物資源研究所の松本地区の売却とか、そういったことについては、整理合理化計画に基づいて実施していくということになっております。

以上が、抜本の見直しの閣議決定でございます。

それから、資料の5 - 4でございます。

こちらは独立行政法人通則法の一部改正でございます、昨年11月に行政刷新会議において決定された「抜本的な見直し」の中で不要財産の返納については、22年度予算で対応できるようにするということが決められております。

独法通則法においては、不要財産処分を義務づけ、政府出資等に係る不要財産の国庫納付、政府以外からの出資の払い戻し、こういったことが現行では措置されておりませんので、これについて独立行政法人通則法を改正しまして、措置できるようにするというものでございまして、閣議決定が行われて、国会へ提出されて、今後審議されていくという状況になっております。

後ろに関係の条文がついておりますが、説明は省略させていただきます。

参考としまして、今回この措置が行われた場合に、国庫へ納付される予定の財産ということで掲げております。当分科会の関係法人では、農研機構、土地の売却した後の、売却済みの金額ですね。それから農業生物資源研究所土地の、これも売却した後の売却収入ということですが、こちらを掲げておりまして、現時点で不要財産とはこういったもので、先ほどの松本の売却予定の土地というのは不要財産に計上されていないということでございます。

小林分科会長 何かご意見、ご質問等ございましょうか。

市田専門委員 ちょっと伺いたいのですが、独立行政法人の役員人事で、来年度から就任する方については、原則として公募で決めるということなのですが、この資料1ページから3ページの表を見ますと、枠が51人に対して524人の方が応募されていまして、正直びっくりしました。このような状況というのは、今回のように公募にしたからなのでしょうか。それから、この方たちはもう既に選考過程に入っているようなことが、その前のページに書いてあるのですけれども、3カ月程

度の期間をかけて、ジョブディスクリプションの作成などを通じてじっくり選考するのでしょうか。既に決まっていらっしゃるようなのですが、そのあたりのことを実態として知りたいと思います。

小林分科会長 これは一番最初のは今年の1月からもう就任しているのです。この10月1日に公募を始めて、実際は、この1月にもう既に始まっています。

市田専門委員 ほかの方は4月からなのですね。

小林分科会長 これは4月にやめる人の分です。これからまた6月にやめる人がいれば、そのときまた公募になります。

市田専門委員 この524名というのは、数ヶ月分ということですか。

小林分科会長 いや、これは4月の分だけです。

市田専門委員 そのほかにも、さらに公募をかけているということですか。

小林分科会長 ええ。これは驚くほどの倍率なのです。

市田専門委員 そうですね。

松岡総務課調整室長 よろしいでしょうか。先ほどの資料の5-1の1ページ目に書いてある、手続が進行している部分ですけど、これは昨年9月末に任期が満了したもので、本来であれば、10月1日に後任の役員が就任するという予定だったのですが、それをここに書いてあるような手続で急遽公募を行うことになりました。これが通称第一弾とっていますが、第一弾については、もう役員の任命が完了しております。

この表に書いてあるのは、4月1日に任命をしなければいけない予定のものでございまして、これについては年末から作業をしてきまして、1月に公募をかけまして、今週の頭に、22日に締め切りが行われています。これについて今後、理事長、監事については、農林水産大臣の任命になりますから、それぞれの省庁の方で選考の手続を始めていきます。

理事につきましては、それぞれの法人の任命になりますので、法人の方で選考委員会を開いたり、任命の手続きを進めていくという予定になっております。

市田専門委員 でもあと1カ月弱ぐらいの間に選考を終えて決めなければならないのですよね。

松岡総務課調整室長 はい。急いで、農林水産省の委員、役員の選考の方では、恐らく今、書類選考をしたり、選考委員会の開催の準備とかをやっているのだと承

知しております。

市田専門委員 この昨年までは違っていたのでしょうか。

松岡総務課調整室長 昨年までは公募という方法はとっていません。

小林分科会長 これまでは独法の部長等を公募していますが、そちらの方は研究者の公募に相当します。今回のものは役員の公募なのです。天下りの問題があるのです。

市田専門委員 独法の部長までやったような人は、括弧内が「公務員OB」と書いてあるので、今回のような状況では応募していないということなのですか。

小林分科会長 いや、応募できます。

市田専門委員 独法の職員は、公務員になりませんか。

松岡総務課調整室長 独法の部長は国家公務員ということになりませんので、括弧の、そういう方がおられれば、この括弧ではない人数として計上されていると思います。

市田専門委員 わかりました。

藤本研究総務官 今回公募がかかっておりますのは、いわゆる公務員のOBが、今座っているポストについて公募がかかっているというふうにご理解をいただいた方がよろしいのではないのでしょうか。いわゆる天下り問題でこういう措置がとられておりますので、今例えば、農研機構、4月1日でございますと、農研機構の副理事長でありますとか、個別業務管理担当理事のうち1名でありますとか、これは公募にかかっております。

また、個別業務管理担当理事の方について言えば、研究職に長くおられても、農林水産省においでになられた期間が結構長かったということで、公募対象になっているというふうに私どもは聞いております。

ちなみに、前回の第1回目の公表では、他省庁では公務員のOBが若干任用された独法があるように聞いておりますけれども、当省について申し上げますと、農林水産省の所管しております独立行政法人について同じように公募をかけましたところ、公務員のOBは任用されておられません。

以上でございます。

小林分科会長 任命権者の考え方というのは、相当反映されるのですよね。

藤本研究総務官 そうですね。最終的には任命権者が決定します。



小林分科会長 ほか、どうぞ。

児玉委員 資料5-3の、独法の抜本的な見直しが昨年閣議決定されたということなのですが、農林水産省として今、対応をどのようにしていこうとか、その辺のスタンスというか、何か個別の事案があればそれに対してとか、ちょっとご説明を伺えればと思います。

藤本研究総務官 それは私の方からお答えをいたしましょう。

今、研究独法と呼ばれているもののうち、技術会議で所管しております農研機構、国際農林水産業研究センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所の四つについての状況を少しお話をしたいと思います。今のところ一律とにかく独法を全部なくすんだみたいなことが、まだ指示として降りてきている状況ではありません。ただ、新聞情報をはじめ、種々情報を収集しておりますけれども、その中で、やはりまず独法が行っている業務について、それが本当に必要なのかということについてしっかりと調査をするんだということを言われております。それが今年の仕分けポイントになるだろうというふうに言われておりまして、かなり今年の仕分けも厳しいものになるだろうという予想はしております。

独立行政法人のあり方に関しては、今、文部科学省の方でも研究独法を多く所管されておりますので、文部科学省の方でも少しご検討をされているというふうに聞いておりまして、我が方に対しましても、文部科学省でご検討されている中においても、農研機構の理事長が、どのような研究をやっているかというようなことをヒアリングされるなどしております。これは各省の政務官レベルでご検討されておりますので、我が省からも、同じようなレベルで検討に参画をさせていただいているということでございます。

それから、もう一つは総合科学技術会議、ここでも研究開発システムの一環として検討をされているという状況でございます。これにつきましても、我々としては、研究、特に農林水産関係の研究というのは、なかなか企業で行っていただけないという事情もあります。それから、本来、農業者が自分で研究すべきという意見もございます。これは例えば産業技術でございますと、企業がやればいいのではないかということ、そのまま農業に置きかえますと、農業者がやればいいのではないかとなるのですけれども、農業者自らが、研究を行うという、資力なり実力なりを備えることは、難しいというのもあって、国あるいは公設の農業試験場が非常に重要

な地位を占めているんだということについて、各方面のご理解をいただけるように、我々としては種々機会をとらえまして、ご説明をさせていただき、ご理解を得るよう努力するというところでございます。

独立行政法人の研究法人が今どうなるのかということについて、私から今予断をもって申し上げられる段階にはないのでございますけれども、我が方としては、農業・農林水産に関する研究というのは極めて重要であるということについては、できるだけいろんな人にご理解を得られるようご説明し、また、この業務を適切にとり進めることができますように、努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

小林分科会長 既に研究独法の中に、いわゆる研究資金の提供を行う法人が、少し入り込んでいますね。農研機構の中にああいう法人が入ってくると、全体を研究独法と言えるか、どこまで言えるのだということになってしまわないでしょうか。今後それを防いでいかなければいけないような気がするのですが。

藤本研究総務官 もちろんそれはあるのですけれども、いわゆるファンディングエージェンシーと呼ばれているところは、例えば文部科学省で言いますとJST、それから経済産業で言いますとNEDOですけれども、そういったファンディングエージェンシー、研究開発に対するファンディングエージェンシーを、そこは別の団体だというふうに仕分けされているような状況は、まだ今のところはありません。

小林分科会長 ファンディングの法人は、それぞれ独立させているのはいいのですけどね。それをやはり研究独法の中に入れることは適当であるかどうか。

藤本研究総務官 それはいろいろとご意見のあることは十分承知をしております。農林水産省のように研究独法の中に入っているところ、NEDOのように両方やっているところ、JSTみたいに完全に独立しているところがちょっとあるので、その辺はこれからの議論になるかもしれません。

梶川委員 私も少し余談ではあるのですが、独法の見直しのテーマは、考えてみると、通則法が作られたときと、おそらくそれほど大きく変わりのないお話が書かれていたり、その後のいろんな見直し計画でも大体そのような形で動いていると思うのです。その中で一つ、ここの「国自ら直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業に移管できないのか」という部分で、基本的には、これは国が直接実施することが必要ないけ

れども、民間に任せると事業が行えないというものを独法にしたんだというスタンスでは、平成12年、13年当時、この辺の線引きというのでしょうか、国が直接実施機関になる方がいいのか、ないしは本来の独法の趣旨かという部分のところで、今、この基本スタンスについて現場を所轄される皆様方として、どんな判断基準で、どちらの方向で整理してお考えになられる意見がおありなのか、その辺ちょっと参考にお聞きできればなど。

これは何か、方向性としたら独法が今度は悪いというような形になって、何かむしろ平成13年以前の中に戻す部分も出てくるのかよくわかりませんが、平成13年当時は、多分切り離すのはまた非常にいろんな抵抗感があって、難しいところを無理矢理切り離した。今度は、今あるものもいいという部分はすごくわかるのですが、その辺も、多分これだけ努力されてきた現場及び現場を所轄される皆様としては、これだけの実績を踏まえて、何がよりよくなったんだというご主張で、今のままがいい部分と、国に戻される、公共的に必要だというロジック、あるいは、独法であるべきであるというロジックをとられるのかどうか、ちょっと今のご主張としてはどうなのかなという部分がございますね。

藤本研究総務官 これを今の段階で予断をもってなかなか申し上げるのは難しいというのはございます。

特に、国に戻すのがいいのか、独法がいいのか、それとも全く別の形態にするのかということについて、まだ我々としては選択肢も全然見えていない状態でございますので、今の段階で、私どもとしてどれがいいんだというようなことを、ちょっと申し上げる段階にはないということをご理解をいただきたいのでございますけれども、やはり独立行政法人の方からは、独法になったところで、やはり予算の配分であるとか、人的資源の配分であるとか、こういったところのフレキシビリティはやはり上がっているのではないかという肯定的な評価を各独法からはいただいております。

梶川委員 私がちょっと感じるのは、この10年近く独法が運営されてきて、本当はすごく良くなったことというのは多分多々あるのだと思います。皆様のご努力の中で。ただ、それが余りに知られていないというか、それぞれの皆様の方でもご説明が少し欠けているのではないかなと。

そのファクトを前提に、どういう組織、それがあまりなければどういう組織体に

したらいいかとかという議論に、本来順番としてはなるのではないかと思うのですが、これは私の偏見なのですけれども、何か、どうするという方が先に来て、それについての何か後追いの議論といったらおかしいのですが、今までやってきたことがこれだけよかったとか、大して効果がなかったとか、そこを何となくもう少し整理していただいたファクトに基づいたご議論を、今後根本的な見直しの中でされた方が良いのではないかと。特に、良くなったという議論は多分当事者としては出しづらい議論なのですが、当事者が出される方が、やっぱりある意味では一番実態的に解られているのかなという気はするのですが、当事者が説明することがいけないとされることにより、国民的な利益が上がっていることを無視されて違う方向に行くということは、非常にもったいないような気がいたします。

携わってきたせいで思うのかもしれないのですけれども、8年も10年も独法の制度でやってきて良くなったことというのは、多分すごくあるのではないかと思うのですが、何か国民に全然そのメッセージが、どちらの省もそうなのですが、どれほど一般に伝わっているのかなというのが、ちょっと関わってきた立場としては思うのですけれども。

藤本研究総務官　こんなに良くなったというような話は、いろいろな機会を通じて、実はお話をさせてはいただいております。

ただ、例えば予算など、次のことを考えたときに、今のままだと予算の使い方や、人の使い方などで、ここがちょっと難しい面があるから、こういう法人にしようよというふうにいるいろいろ考えている方もいらっしゃると思います。

小林分科会長　それは、通則法の中に、自己改革という条項が全くないのが問題なのです。つまり、個別法と通則法にのっとなってやらなければいけない。とにかくがんじがらめになっているでしょう。そうじゃなくて、独立している法人なのだから、法人の努力によって自己改革ができるようにする、しなければだめなのです。

そのためには、大臣とか、評価委員会とかで、了承を得ながら、どんどんどんどん自己改革をすればいいのですよ。少なくとも独法がいいシステムであるかどうかというのは、独法自身がどんどん変えていけるようになっていけばいいのですよ。

しかし、法律を作った人間は、通則法を施行すると、もう一定のものができたと考えてしまう。そうではなくて、組織というのは常に流動性を持って、いい方向に持っていかなければいけないのです。そこを条文の中にどこかに入れ込めばいいの

だと思うのですけどね。

さっきから言っている研究独法とか、そういう仕分けは実際には全くされていないでしょう。国の機関から独法になったものは、公務員の定数の削減のためにやった措置なのですよ、端的に言えば。

それが今度は国立大学法人も独法になって、そうするとどんどんどんどん公務員定数が減ってきて所期の目的が達成された。ところが次に、独法の仕組みの中に特殊法人を次々に入れてきたでしょう。そっちの方が問題なのですよ。だから、研究独法のように国の施設等機関であったものから独法になったものと、いわゆる特殊法人から、なかには民間の認可法人から独法に、どちらかと言うと格上げされた法人があるわけです。そこに天下りと国の資金が流れ込んでいったわけでしょう。

だから、今、問題になっているのは後者の法人なのですよ。もともと問題のあった特殊法人を独法化したことのツケが来ているわけでしょう。

だから、そこら辺のところをしっかりと仕分けをするのなら、研究独法とそれ以外の独法を分けるのも一つですが、国の機関から独法になったものと、特殊法人から独法になったものを明確に分けて考えるのも一法だと思います。独法の仕組みが隠れみものとして悪用されることを抑える構造がなかったのが反省すべき点で、本来であるなら独法にする前の段階で法人の必要性を整理をすべきだったと思います。

梶川委員と私は最初から独法の評価等に関わってきましたから、独法は決して悪い組織体系ではないという感じを持っていると思います。

ただ、問題点は多々あります。さっき言ったように、事務的には大変煩雑になっていて、それぞれが法令に基づく行為になってしまっているので、法令を一本化する必要があると思います。

梶川委員 私の趣旨は、まさに小林先生のおっしゃられた、もちろんいいところというのはある部分で今申し上げただけで、もちろん何が問題かということ。

ただ、それを一番ご存じなのは運営されてきたところであるはずなので、そのファクトに関して、その結果をどう生かすためにどう組織を変えるかという議論ではないかなと思うんです。そのファクト・ファインディングが大前提にないと、それにはもちろんいいことという部分は、今、私申し上げましたが、もちろん直らなければいけないところ、直さなければいけないところがあるのだと思うのです。それに基づいた議論で、次のステージに何とか上がってほしいなという部分なんです。

それに基づかないと、当初から言われている話のままの話で、常にそのときそのときによって話が、ある意味では、現実、妥当なところに落ちていってしまうということなのかなと思いますので、そういう意味で、ちょっといいところを強調し過ぎていましたけど、もちろん問題点、13年よりやってみたら、やっぱりすごく問題だという部分、悪化した部分ですね。それも当然あるはずなので、その辺を含めて次の抜本見直しにつながればなということでございます。

小林分科会長 ほかにご意見ございましょうか。

田中専門委員 この仕分けの進め方というのは、この十分時間をかけながら、それぞれの機関の特殊性だとか、いろいろ歴史的経緯がありますよね。そういったものが十分反映されるような時間をかけたやり方であるのですか、それともどこか1カ所に集めて、テレビか何かでやりながら、こうやるような形で一気にやってしまうのですか。そこら辺は何か情報はございますか。

藤本研究総務官 今のところの状況は全然何も決まっておられません。

小林分科会長 ほかにございませんか。

それでは、本日予定しておりました審議を終えましたので、分科会を終了したいと思います。

今回の会議につきましては議事録を公開させていただきます。議事録については、作成され次第、皆様にチェックしていただき、その後インターネットで公表いたします。

以上で本日の議事を終了し、議事進行を事務局にお返しいたします。

内田課長補佐 どうもありがとうございました。

では、先ほどご質問のございました資料1の業績勘案率の件について、松岡調整室長からご説明申し上げます。

松岡総務課調整室長 先ほどご質問のございました業績勘案率のところ、農研機構の武政理事が任期2年のところを1年で退職している、その理由でございますが、私どもに、理事の異動がありまして報告が来る書類には「一身上の都合」ということになっております。法人にとって不都合なことがあったのではないと考えられます。

小林分科会長 そうですか。わかりました。

この書類に例えば、5番として、退職の理由というのを書かれてもいいのではな

いですかね。そうすれば、任期満了に伴う退職であるのか、一身上の都合による退職なのか、といったことがわかるので、無用な心配をしなくて済むのではないかと思います。

松岡総務課調整室長 検討します。

内田課長補佐 では、改めまして、本日は小林分科会長におかれましては、議事進行大変ありがとうございました。

また、委員の先生、皆様方には、ご多用のところ長時間のご審議を賜りまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回農業技術分科会を閉会したいと存じます。

午前 11時45分 閉会